保健医療学部履修要項

授業科目等

- 第1条 保健医療学部各学年において履修する科目、単位数及び配当年次は別表のとおりとする。
 - 2 保健医療学部各学年において履修する科目の評価は、シラバスに記載された方法で行う。

選択科目

- 第2条 選択科目については、履修科目届を所定の期日までに事務課に提出しなければならない。
 - 2 第2・3・4学年においては、授業日数の1/3を超えてから履修を取りやめることはできない。

実習及び演習

第3条(第1学年)

実習および演習については、原則として、各科目の総時間数の 4/5 以上出席しなければその科目の成績を 0 点とする。

- 2 病気(学校保健安全法指定による感染症等)や両親、兄弟姉妹、祖父母の忌引などやむを得ない理由によりその他やむを得ない理由により出席できなかった場合は担当教員に申し出ればその科目の実習・演習を補うことがある。
- 3 実習・演習の評価は、態度、技能、レポート、筆答・口頭試問・実地試験等を総合して判定する。

第4条(第2学年・第3学年・第4学年)

第2学年以降の実習については、原則として、当該科目実習総時間の4/5以上出席しなければその実習科目の単位を与えない。

- 2 追実習は、以下の基準に基づいて行う。
- (1) 病気(学校保健安全法指定による感染症等)や両親、兄弟姉妹、祖父母の忌引などやむを得ない理由により、当該科目実習総時間の4/5以上の出席に満たなかった者に対して所定の期間に追実習を行う。追実習の履修者は指定された期日までに診断書を事務課に提出しなければならない。原則として追実習の追実習は行わない。
- (2) 追実習は、実習、再実習、それぞれの実習終了後、所定の期間に1回行う。
- (3) 追実習の履修者は、指定された期日までに追実習願を事務課に提出しなければならない。なお、追実習の履修者には追実習料を課す。
- (4) 追実習の成績は、その得点の80%とする。ただしインフルエンザ等の学校保健安全法で定められた感染症による欠席や忌引で欠席した場合の追実習の得点はその得点とするが、最高得点は各科目の最高点の90%とする。
- 3 再実習は、以下の基準に基づいて行う。
- (1) 再実習は、実習、追実習の結果、不合格となった者に対して所定の期間に再実習を1回行う。
- (2) 再実習の履修者は、指定された期日までに再実習願を事務課に提出しなければならない。なお、再実習の履修者には再実習料を課す。
- (3) 再実習の結果、合格した者の成績は60点とする。

定期試験等

第5条(第1学年)

試験には定期試験、臨時試験、追試験、再試験がある。

- 2 定期試験は各学期末に行う。定期試験の他に臨時試験を行うことがある。
- 3 1学年の出席については、全授業終了後に集計を行う。各科目の総時間数の2/3以上出席しなかった者には定期試験の受験資格を与えない。ただし実習・演習は除く。
- 4 試験の方法は、筆答・口頭試問・実地・レポート提出等であり、これらは併用実施することがある。
- 5 各試験の成績は100点満点とし、60点以上を合格とする。合格した者にはその単位を与える。1科目を2名以上の 教員が分担する科目の成績については、その科目の担当者の協議によって決定する。
- 6 定期試験の日程は試験の開始日の1週間前までに公示する。
- 7 病気(学校保健安全法指定による感染症等)や両親、兄弟姉妹、祖父母の忌引などやむを得ない理由により、定期

試験を受験できなかった者は、速やかに欠席届に理由を明記し、事務課に提出しなければならない。

- 8 前項の理由に対して所定の期日に追試験を行う。追試験の追試験は行わない。
- 9 追試験の受験者は当該科目試験欠席届、診断書等および追試験願を指定した期日までに事務課に提出しなければならない。追試験の受験者には受験料を課する。
- 10 定期試験およびその追試験を受験できなかった場合は、その試験の成績を0点とする。
- 11 追試験の成績はその得点の80%とする。ただしインフルエンザ等の学校保健安全法で定められた感染症による欠席 や忌引で欠席した場合の追試験の得点はその得点とするが、最高得点は各科目の最高点の90%とする。
- 12 不合格科目の再試験は、後期定期試験後の判定で取得科目数が所定の科目数の60%以上、あるいは所定の科目の総得点が合格基準点の総和以上の何れかに該当した者について所定の時期に行う。
- 13 再試験の受験者は、指定した期日までに再試験願を事務課に提出しなければならない。再試験の受験者には受験料 を課する。
- 14 再試験に合格した者の成績は60点とする。
- 15 再試験の追・再試験は行わない。

第6条(第2学年・第3学年・第4学年)

試験には定期試験、臨時試験、追試験、再試験、科目再評価試験、進級試験、卒業試験がある。

- 2 試験方法は、筆記・実技試験・レポート提出等であり、これらは併用実施することがある。
- 3 定期試験は以下の基準に基づいて行う。
 - (1) 定期試験は各学期末に行う。
 - (2) 当該科目の全授業日数の 2/3 以上出席した者には、原則として定期試験の受験資格を与える。
 - (3) 定期試験の日程は試験開始日の1週間前までに公示する。
- 4 追試験は以下の基準に基づいて行う。
 - (1) 病気(学校保健安全法指定による感染症等)や両親、兄弟姉妹、祖父母の忌引などやむを得ない理由により、定期 試験を受験できなかった者に対して所定の期日に追試験を行う。追試験の受験者は、速やかに欠席届に理由を明記 し、診断書と共に、事務課に提出しなければならない。この理由により試験を欠席した者には、追試験の受験を許 可する。原則として追試験の追試験は行わない。
 - (2) 追試験は、定期試験、再試験、科目再評価試験、進級試験、卒業試験、それぞれの試験の終了後、所定の時期に 1回行う。
 - (3) 追試験の受験者は、指定された期日までに追試験願を事務課に提出しなければならない。なお、試験の受験者には受験料を課す。
 - (4) 追試験の成績はその得点の80%とする。ただしインフルエンザ等の学校保健安全法で定められた感染症による欠席 や忌引きで欠席した場合の追試験の得点はその得点とするが、最高得点は各科目の最高点の90%とする。
- 5 再試験は以下の基準に基づいて行う。
 - (1) 再試験は、定期試験、追試験、進級試験、卒業試験の結果、不合格となった者に対して所定の時期に1回行う。
 - (2) 再試験の受験者は、指定された期日までに再試験願を事務課に提出しなければならない。なお、再試験の受験者には受験料を課す。
 - (3) 再試験の結果、合格した者の成績は60点とする。

- 6 科目再評価試験は以下の基準に基づいて行う。
 - (1) 当該年で履修すべき科目の不合格が2科目以下の者に対して、教育委員会において審議の上、教授総会で認めた場合に、科目再評価試験の受験を許可することがある。
 - (2) 科目再評価試験の受験者は、指定された期日までに科目再評価試験願を事務課まで提出しなければならない。なお、科目再評価試験の受験者には受験料を課す。
 - (3)科目再評価試験の結果、合格した者の成績は60点とする。
- 7 進級試験は以下の基準に基づいて行う。
 - (1) 進級試験は当該学年で履修すべき科目のすべてに合格した者、または科目再評価試験に合格した者に対して行う。
 - (2) 進級試験は、60点以上を合格とする。
- 8 卒業試験は以下の基準に基づいて行う。
 - (1) 卒業試験は、原則として第4学年で履修すべき科目のすべてに合格した者、または科目再評価試験に合格した者に対して行う。
 - (2) 卒業試験は、60点以上を合格とする。
- 9 学校保健安全法の出席停止期間に該当し、上記試験を欠席した者には、別に定める日程での受験を許可する。 但し、その旨を大学に連絡し、停止期間明けには、理由を明記した欠席届と診断書を提出しなければならない。

成績等

- 第7条 すべての科目の成績は以下の基準に基づいて行う。
 - (1) 平成 26 年度以前に入学した第 2 学年・第 3 学年・第 4 学年 各科目の成績は 100 点満点とし、優 (80 点以上)、良 (70~79 点)、可 (60~69 点)、不可 (59 点以下)の 4 段階とし、可 (60 点)以上を合格とする。
 - (2) 平成27年度以降に入学した第2学年・第3学年・第4学年

各科目の成績は 100 点満点とし、秀(S 90 点以上)、優(A $80\sim89$ 点)、良(B $70\sim79$ 点)、可(C $60\sim69$ 点)、不可(D 59 点以下)の 5 段階とし、可(C 60 点)以上を合格とする。

進級等

第8条(第1学年)

学年末において、修得すべき必修・選択科目のすべてに合格した者は進級とする。

- 2 本履修要項第4条第12項による再試験受験資格のない者は留年とする。
- 3 不合格科目に対する再試験のすべてに合格すれば進級とする。
- 4 再試験の結果、不合格科目のある者は留年とする。
- 5 初年次体験実習の不合格者は留年とする。
- 6 留年者は全科目を再度履修しなければならない。但し、選択科目については、前年度履修した科目を変更すること ができる。

第9条(第2学年·第3学年)

学年末において、その学年の所定の科目すべて、及び進級試験に合格した者は進級とする。

- 2 再実習の結果、実習科目の不合格者は留年とする。
- 3 平成26年度以前の入学者が留年した場合は、当該学年の不合格科目を再度履修しなければならない。
- 4 平成27年度以降の入学者が留年した場合は、当該学年の全科目を再度履修しなければならない。

第10条(第4学年(26年度生/26年度以前入学者)

学年末において、修得すべき必修・選択科目のすべて、及び卒業試験に合格しなければならない。

- 2 臨床実習科目の不合格者は留年とする。
- 3 平成26年度以前の入学者が留年した場合は、当該学年の不合格科目を再度履修しなければならない。
- 4 平成27年度以降の入学者が留年した場合は、当該学年の全科目を再度履修しなければならない。

第11条(全学年)

各学年を2年以内に修了できない者は、特別な理由がない限り、成業の見込みがない者とする。なお、当該年数に休学期間は算入しないが、休学期間は通算して4年を超えることはできない。

2 留年者の選択科目の履修については、前年度履修した科目を変更することができる。

卒業

第12条 学則に定める所定の単位を修得し、卒業試験に合格した者を卒業とする。

附則

- 1. 要項は、平成18年4月1日から施行する。
- 2. 本改正要項は、平成23年4月1日から施行する。
- 3. 本改正要項は、平成24年4月1日から施行する。
- 4. 本改正要項は、平成25年4月1日から施行する。
- 5. 本改正要項は、平成26年3月1日から施行する。
- 6. 本改正要項は、平成27年4月1日から施行する。
- 7. 本改正要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 8. 本改正要項は、平成29年3月1日から施行する。
- 9. 本改正要項は、平成30年3月1日から施行する。
- 10. 学生の履修について、学則および本要項に定められていない事項は教授会の議を経てこれを定める。
- 11. 本要項の改廃は教授会の議を経て行う。

保健医療学部履修要項解説

1. 進級について

(1) 第1学年

		看護学科	理学療法学科	作業療法学科	判定
定期試験	不合格科目数	0			進級※
		対象科目数 6 割未満			(不合格科目数と総点数のどちらか該当する場合)
	総点数	総得点 6 割以上			再試験受験資格あり
	不合格科目数	対象科目数 6 割以上			(不合格科目数と総点数が両方該当する場合)
	総点数	総得点 6 割未満			留 年※
再試験	不合格科目数	0			進 級※
		1以上			留 年※
専門科目	不合格科目数	0			進 級※
実習	小百俗件日数	1以上			留 年※

[※]進級には実習科目を含む全科目合格が必要

(3) 第2・第3学年

		判定			
当該学年で	不合格科目 なし	進級試験受験可			
履修すべき科目	2科目以内	科目再評価試験に合格後、進級試験受験可			
(実習は除く)	不合格科目 3科目以上	進級試験受験不可・留年			
当該学年で	不合格科目 なし	進級試験受験可			
履修すべき実習科目	不合格科目 1科目以上	留年			
	合格	進級			
進級試験	科目再評価試験/進級試験 合格	進級			
	不合格	留年			

(4) 第4学年

7-7 214 - 4 1						
		判定				
第4学年で	不合格科目 なし	卒業試験受験可				
履修すべき科目	不合格科目 2科目以内	科目再評価試験に合格後、卒業試験受験可				
(一部の選択科目は除く)	不合格科目 3科目以上	卒業試験受験不可・留年				
第4学年で	不合格科目 なし	卒業試験受験可				
履修すべき実習科目	不合格科目 1科目以上	留年				
	合格	卒業				
卒業試験	科目再評価試験/卒業試験 合格	卒業				
	不合格	留年				